

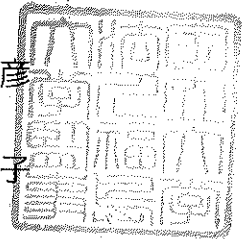
平成30年6月25日

国立大学法人福島大学

学長 中井 勝己 殿

監事 上井 喜彦

監事 橋本 潤子



平成29年度監事監査の結果について（報告）

私たち監事は、国立大学法人法第11条第4項、国立大学法人福島大学監事監査規則第2条の規定に基づき、平成29年4月1日から同30年3月31日までの本学の業務及び会計について監査を行いました。

監査の結果について、国立大学法人福島大学監事監査規則第9条第1項の規定により、別紙のとおりご報告いたします。

平成 29 年度監事監査結果説明書

平成 29 年度監事監査は、当年度の監査計画及び期末監事監査実施計画に基づき行ったので、その結果を次のとおり報告します。

1. 監査方法の概要

(1) 監査方針

平成 29 年 7 月に中井学長に提出した「平成 29 年度監事監査計画」の「監査の基本方針」に基づき、次の監査方針をもって監査を行うこととした。

- ① 平成 29 年度年度計画、予算、収支計画等の実施及び期末時点での達成状況を、書面及び実地、聞き取り等により把握することを通して、本学の業務が法令及び大学の理念・目標に沿って適正かつ合理的、効率的に行われているかを監査し、あわせて業務改善に資する適切な意見の提示に努める。
- ② 平成 29 年度の財務諸表等が、関係法令・諸規程及び国立大学法人会計基準等に基づき、社会への説明責任と高い透明性をもって適正に作成されているか否かについて、財務担当者から意見聴取するとともに、会計監査人が行った監査の方法と結果の相当性について監査する。

(2) 監査区分

1) 業務監査

- ① 役員会・同懇談会、経営協議会及び教育研究評議会等重要な会議に出席し、大学業務の意思決定及び年度計画に基づく業務執行に関わる諸案件の審議状況の確認に努めた。
- ② 各学類ほか 26 部局等について、監査の重点項目とヒアリング項目を予め提示した上で、書面及びヒアリング方式により監査を行った。
- ③ 監査室による経費の執行状況等に係る内部監査と連携し、大学業務の執行及び会計処理の適正性・効率性について確認した。

2) 会計監査

会計監査人から平成 29 年度決算書に係る監査状況の報告を受け、意見交換を行った。

(3) 監査実施状況

①期中監査

5月30日(火)	学内視察(金谷川キャンパス内)
7月11日(火)	学長との懇談(監事監査計画の提出)
8月8日(火)	役員勉強会
9月4日(月)	人間発達文化学類長との懇談
9月25日(月)	共生システム理工学類長との懇談
9月26日(火)	四者協議会(役員、監事、会計監査人、監査室)
10月2日(月)	行政政策学類長との懇談
10月16日(月)	経済経営学類長との懇談
10月17日(火)	役員との意見交換
11月14日(火)	附属中学校、幼稚園訪問
11月14日(火)	学生との懇談(災害ボランティアセンター)
11月21日(火)	附属小学校、特別支援学校訪問
11月28日(火)	学生との懇談(生協学生委員会)
1月23日(火)	三者協議会(監事、会計監査人、監査室)
1月30日(火)	中間決算ヒアリング(財務課)
2月19日(月)	うつくしまふくしま未来支援センター長との懇談
3月5日(月)	役員懇談会報告(附属学校園と学生との懇談)
3月5日(月)	環境放射能研究所所長との懇談
3月13日(火)	期末監事監査計画を学長へ提出
3月27日(火)	四者協議会(役員、監事、会計監査人、監査室)

②期末監査

5月14日(月)	教務課(COC事業含む) 総合教育研究センター
5月15日(火)	附属図書館(学術情報課) 総合情報処理センター(学術情報課)
5月21日(月)	環境放射能研究所 共生システム理工学類
5月22日(火)	就職支援課 研究振興課、学系(統括学系長) 研究推進機構

5月22日（火）	地域連携課（COC＋事業含む） 地域創造支援センター アカデミアコンソーシアムふくしま
	人事課
	学長室、IR推進室
	総務課
	国際交流センター（総務課）
	入試課、アドミッションセンター
5月28日（月）	行政政策学類
	人間発達文化学類
5月29日（火）	施設課
	うつくしまふくしま未来支援センター
	農学系教育研究組織設置準備室
	農学系教育研究組織設置準備事務室
	学生課、保健管理センター
	経済経営学類
6月18日（月）	財務課
6月18日（月）	会計監査人との協議

＊監査会場：監事室

（４）監査実施者

① 監査員	監 事	上 井 喜 彦
	監 事	橋 本 潤 子
② 監査補助職員	監査室	高野 佐知子
		武 田 宏 亮
		野 内 正

（５）監査実施状況

監査日数 150 人日（予定を含む）

※ 監事 2 名の延べ人日

※ 監査期間は平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日

2. 監査結果

国立大学法人法第 11 条第 4 項の規定に基づき、国立大学法人福島大学の平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの業務について実施した監査結果は、以下のとおりである。

- (1) 国立大学法人福島大学の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められない。
- (2) 内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められない。
- (3) 役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実について、指摘すべき重大な事実は認められない。
- (4) 事業報告書は、国立大学法人福島大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (5) 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認める。
- (6) 監査のために必要な調査ができなかったことはない。